

所管部課	教育部教育総務課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市立小学校通学路等における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を				
	廃止する要綱について	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>通学路等に設置している防犯カメラの設置及び運用に関し、市が包括的に定めている「東大和市が設置する防犯カメラの管理及び運用に関する取扱基準」を準用して取り扱うこととしたため、教育委員会が定めている「東大和市立小学校通学路等における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」を廃止するものである。</p> <p>施行日：決裁日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和6年11月22日 令和6年第11回東大和市教育委員会で報告済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに廃止に伴う事務を進める。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。